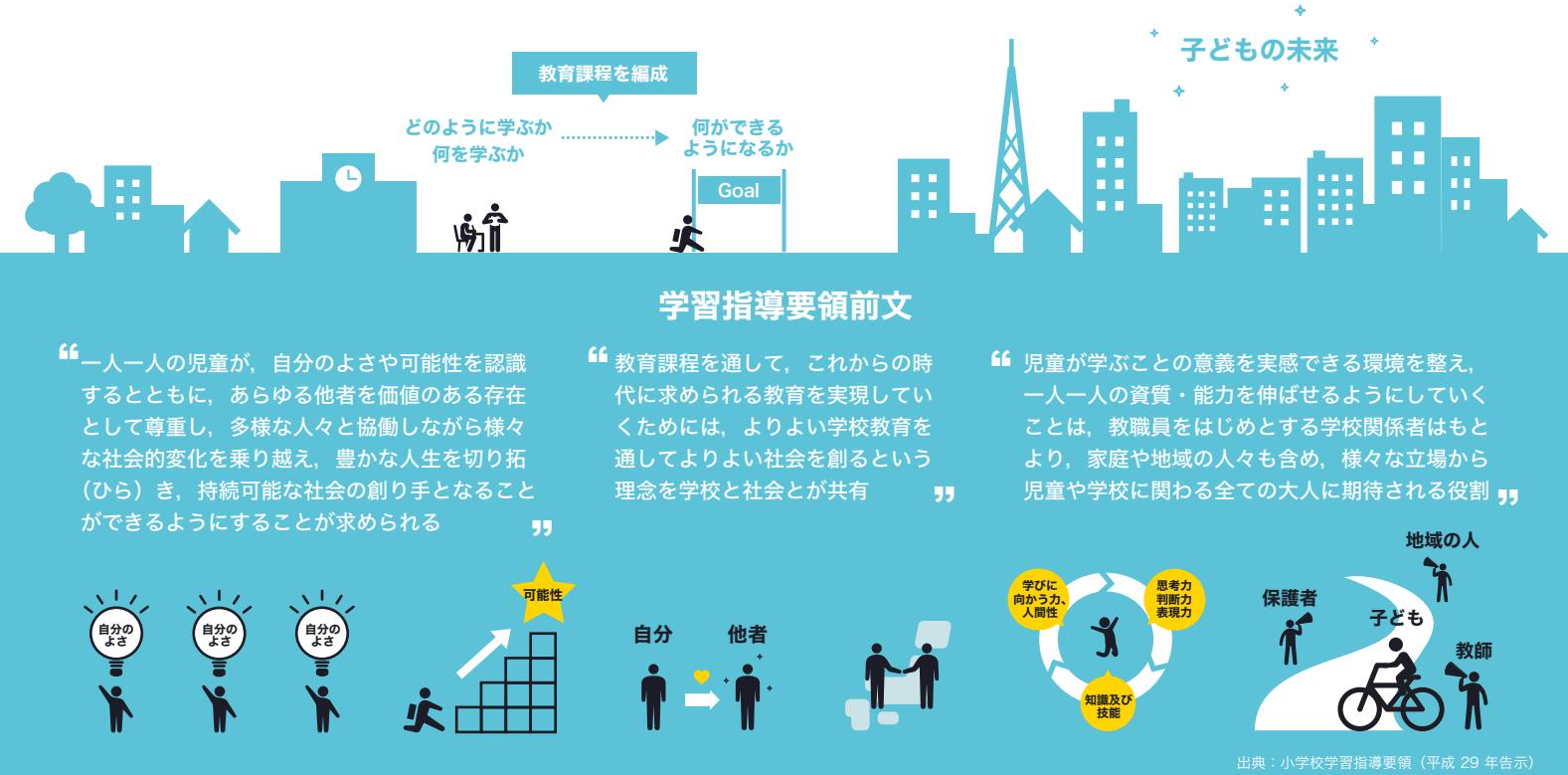


学習指導要領とは

全国どこの学校でも一定の水準が保てるよう、文部科学省が定めている教育課程（カリキュラム）の基準



学習指導要領前文

“一人一人の児童が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的变化を乗り越え、豊かな人生を切り拓(ひら)き、持続可能な社会の創り手となることができるようになることが求められる”

“教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有”

“児童が学ぶことの意義を実感できる環境を整え、一人一人の資質・能力を伸ばせるようにしていくことは、教職員をはじめとする学校関係者はもとより、家庭や地域の人々も含め、様々な立場から児童や学校に関わる全ての大人に期待される役割”



学習指導要領改訂の歴史

昭和 33-35 年改訂 教育課程の基準としての性格の明確化	昭和 43-45 年改訂 教育内容の一層の向上	昭和 52-53 年改訂 ゆとりある充実した学校生活の実現＝学習負担の適正化	平成元年改訂 社会の変化に自ら対応できる心豊かな人間の育成	平成 10-11 年改訂 基礎・基本を確実に身に付けさせ自ら学び自ら考える力などの	平成 15 年一部改正 学習指導要のねらいの一層の実現	平成 20-21 年改訂 「生きる力」の育成、基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成のバランス	平成 27 年一部改正 道徳の「特別の教科」化
-----------------------------------	----------------------------	---	----------------------------------	--	--------------------------------	---	----------------------------

出典：文部科学省 WEB サイト、学習指導要領の変遷

学校教育法 <p>＜小学校の目的＞小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。(第 29 条)</p>	教育基本法 <p>＜義務教育の目的＞義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。(第 5 条第 2 項)</p> <p>＜教育の目的＞教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身共に健康な国民の育成を期して行わなければならない。(第 1 条)</p>	<p>＜高等学校の目的＞高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育や専門教育を施すことを目的としている(第 50 条)</p>
--	--	---